

(仮称)世田谷区多様性を認め合い、人権を尊重し、男女共同参画と多文化共生を推進する条例(骨子案)について

(付議の要旨)

多文化共生と男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進し、多様性を認め合い、人権を尊重する男女共同参画社会及び多文化共生社会を実現することを目的とする「(仮称)世田谷区多様性を認め合い、人権を尊重し、男女共同参画と多文化共生を推進する条例」について骨子案をまとめたので、報告する。

1 主旨

区では、基本構想、基本計画で掲げる個人の尊厳や多様性の尊重との整合を図り、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の実現」を基本理念として掲げる第二次男女共同参画プランを3月に策定し、今後10年間のめざすべき方向性を示した。

一方、家族形態やライフスタイルの多様化は一層進んでおり、さらに国際化が進み在住外国人も増えているという状況を踏まえ、東京オリンピック・パラリンピックが目前に迫る中、多様性を念頭に置いた多文化共生の施策の必要性はますます高まっている。

このような背景の中、多様性を認め合い、すべての人が尊厳を持って生きられることや多様な生き方を選択できること、また、あらゆる分野の活動とともに参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会、多文化共生社会の実現を目指す取組みを加速することが求められている。

このような地域社会のあるべき姿について議論を積み上げ、区、区民、事業者が、その目的や基本理念を広く共有するとともに、その実現に向けて参画・協働し、社会的責任を分かち合うことを明らかにするため、標記の条例の制定に向け検討を進めている。このたび、条例骨子案を取りまとめたので報告する。

2 条例の基本的な考え方

世田谷区第二次男女共同参画プラン策定に向けた議論及び世田谷区国際化推進協議会における検討状況等を踏まえた以下の3点を柱とし、「男女共同参画社会と多文化共生社会の形成の促進」を目的とする条例とする。

- ・世田谷区基本構想で、「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていきます。」と掲げていることを踏まえ、具体的な行動計画を位置づけるなど、課題解決への実効性を担保する条例とする。
- ・男女共同参画と多文化共生に関する基本的事項を定め、総合的かつ計画的に推進する

ことにより、男女共同参画社会、多文化共生社会の実現を目指す。

- ・第二次男女共同参画プランにおいて、男女共同参画社会の言葉の定義を「男女だけではなく多様な性を含めたすべての人が尊重され、参画できる社会」としたことを踏まえ、性的マイノリティ等多様な性への理解促進を進める施策の根拠となる条例とする。

3 条例骨子案

別紙1「(仮称)世田谷区多様性を認め合い、人権を尊重し、男女共同参画と多文化共生を推進する条例(骨子案)」のとおり

4 今後のスケジュール(予定)

平成29年	9月5日	常任委員会(条例骨子案)
	9月20日	区のおしらせパブリックコメント特集号
	9月30日	シンポジウム
	11月10日	常任委員会(パブリックコメント結果等)
平成30年	1月16日	政策会議(条例案)
	2月5日	常任委員会(条例案)
	2月	第1回区議会定例会(条例案)
	4月	条例施行